

◆社会保障基本法二〇二一（第3次草案 二〇二一年六月一九日）

前 文

日本国憲法第二五条は、その第一項において、すべての「国民」が「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を有していることを高らかに宣言し、この権利を受けて、同条第二項は「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定して、日本に暮らすすべての人々が人間の尊厳にふさわしい生活を営むための国及び地方自治体の責務を明らかにした。また、憲法第一三条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と謳った。第二五条をふまえれば、第二三条は、すべての人が「健康で文化的な」生活を保障されることを通じて、「個人として尊重され」、「生命、自由」や「幸福追求」を実現する権利を保障することを想定するものであった。

しかしながら、この憲法が制定されてから六四年を経て、なお私たちの前には、日本に暮らすすべての人々が「健康で文化的な」生活を営み、その多様な個性にしたがって「個人として尊重され」、「自由」と「幸福」を追求しているとはほど遠い現実が広がっている。

とりわけ近年では、企業のリストラ、非正規化により多数の失業者、非正規労働者が生まれ、職場の労働条件の悪化、さらには不況による中小・零細企業の倒産などにより貧困が増大している。さらに、この間の「構造改革」を名とする施策の展開によって、社会保障の諸制度は大きく改変され、貧困が改善をみないどころかその深刻化を促進し、貧困に伴う児童虐待、餓死、自殺という、およそ世界有数の経済大国では考えられない悲惨な事態が後を絶たない。憲法第一三条、第二五条が保障した人権はいったいどこへ行ったのかと疑われる状況すら現出している。

二〇二一年三月一日に発生した東日本大震災それに伴う福島第一原子力発電所の事故は、数多くの尊い命と膨大な人々の、仕事、雇用、住宅をはじめとした一切の暮らしを奪い去った。三月一日後も続く被災した人々の避難生活、放射能被害とそれを避けるために余儀なくされている避難生活は、なお多数の人々の生活に深刻な苦痛と困難をもたらしている。被災企業、関連企業の倒産、被災による営業の破綻による失業、生活困難も大量に発生している。構造改革による試練に加え三月一日の事態も、憲法第二五条にその存在と力を試す大きな試練を与えた。

かかる状況の下、本法は、改めて、憲法第二五条が保障する人権の内容及びに社会保障の制度の内容及輪郭を明らかにして、すべての人々が、健康で文化的な生活を営むためにどんな諸権利を行使することができるか、どんな制度を利用することが保障されているかを確定するとともに、国や地方自治体が、人権を実現するためにいかなる責務を有しているかをも具体的に指し示した。

この法律に基づいて、社会保障領域のあらゆる既存の法律、条例、制度を厳しく見直し、憲法第一三条、第二五条の保障する人権を侵害する諸施策を廃止し、これら人権の表現のための強力な施策が実行されることを期待して、この法律を制定する。

第一章 社会保障の範囲・本法の役割

(社会保障基本法の役割)

第一条 この法律は、以下の役割をもつ。

- 一 この法律は、憲法第二五条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するために不可欠な社会保障の輪郭と水準並びに、かかる人権を具体化した個別的諸権利を明らかにし、それら社会保障の諸領域で貫徹されるべき特に重要な原則を列記する。
 - 二 この法律は、社会保障の実施に関する国及び地方自治体の責務並びに企業の責務を明らかにする。
 - 三 この法律は、社会保障制度を権利として使うために不可欠な手続的権利と制度を規定する。
- 2 すでに制定されている、また将来制定される社会保障領域の個別実定法並びにそれに基づいてつくられている制度やその運用は、この法律で規定した内容及び原則に従って、たえず点検と見直しが必要ならなければならない。

(国際諸条約への依拠)

第二条 この法律が明らかにしている人権の内容、原則、水準は、日本国憲法のみならず、国際人権規約等の国際諸条約の規定した諸人権の内容を具体化したものであり、この法律の解釈並びに既存の実定法、制度運用の解釈に際しては、憲法とともに、これら諸条約が基準とされなければならない。

(社会保障の定義)

第三条 この法律でいう社会保障とは、憲法第二十五条が人権として保障している「健康で文化的な最低限度の生活」を、この国にくらすすべての人（以下すべての人と略称する）に、公的責任で平等に保障する制度であり、それを通じて、憲法第一三条が保障する幸福追求の権利、人間の尊厳にふさわしい人生を選択し決定する権利を充足しようという制度である。

(社会保障給付の方法による社会保障の類型分け)

第四条 社会保障は、すべての人に、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、以下の四つの制度原理・方法に基づき、その給付を行う。

一 公的扶助

「公的扶助」は、最低生活費以下に陥ったすべての人に対し、その申請に基づいてあるいは職権で、その費用を公費で賄うことにより、最低生活費を保障する制度である。生活保護制度が代表的な公的扶助である。

二 社会保障

「社会保障」は、対象となる人々に保険という制度への加入と保険料等の拠出を義務づけ、企業の負担、公費の投入により、失業、労災、老齢、疾病などに際して、従来の生活の維持あるいは生活への復帰を保障する制度である。雇用保険、労働者災害補償保険、年金保険、医療保険、介護保険などからなる。

三 社会福祉サービス

「社会福祉サービス」は、障害、養育など社会的不利を負っているすべての人に、公費で、医療や社会的サービスの現物給付、支援を行うことを通じて、人間の尊厳にふさわしい生活を保障する制度である。保育、障害者福祉などからなる。

四 社会手当

「社会手当」は、子育てなど、社会が扶養すべきであると判断した特定の費用を、公費で現金を給付することにより経済的に支援し、その生活を保障する制度である。子ども手当、児童扶養手当などはこれにあたる。

(享受できる社会保障の領域、対象による社会保障制度の範囲)

第五条 すべての人は、健康で文化的な生活を営むために、以下の社会保障の諸制度を享受することができる。

一 所得保障

「所得保障」とは、生活困窮、家族の死亡、老齢、疾病、障害、失業、労働災害、低賃金・低収入などにより生活困難に直面したすべての人が、健康で文化的な生活を営むことができるよう、年金、社会保険、遺族補償、社会手当及び公的扶助などの現金給付により、生活保障を行う制度である。

二 医療保障

「医療保障」とは、すべての人が健康に生きる権利を実現するために、疾病、負傷、分娩、老齢、障害、労働災害などの場合に、医療の給付、休業補償等により疾病等の治癒、健康の回復への努力を保障する制度である。

三 保健事業

「保健事業」とは、すべての人が健康に生きる権利を実現するために、国及び地方自治体の責任で行われる、疾病への罹患・拡大を予防する生活・労働環境づくり、健診、保健知識の普及、予防接種、リハビリテーションなどの事業をいう。

四 居住保障

「居住保障」とは、良好な居住を享受する権利はすべての人が健康で文化的な生活を営む基礎的前提であるという

見地から、公的責任で行う住宅の確保、既存住宅の改善並びに、家賃補助などの経費保障をいう。

五 障害をもつ人の生活保障

障害をもつ人は、人間の尊厳にふさわしい生活を営めるよう、医療・介護・福祉サービス、社会手当、年金などにより、その生活を保障される。

六 高齢者の介護・生活保障

すべての高齢者は、人間の尊厳にふさわしい生活を営めるよう、年金、社会手当、介護保障などを通じて、その生活を保障される。

七 子どもの発達保障・生活保障

すべての子どもは、人間の尊厳にふさわしい生活を保障され、その可能性を發揮することができるよう発達する権利をもっている。子どもたちのもつかかる権利を実現するため、すべての子どもは、公的責任で提供される、保育などのサービス給付、社会手当などにより、その生活と発達を保障される。

第二章 社会保障の権利と原則

(社会保障の権利を持つものの範囲・無差別平等原則)

第六条 社会保障は、国籍のいかんにかかわらず日本にすすべての人が、それを受給する権利を有する。

2 社会保障を受ける権利は、人種、言語、宗教、性、年齢、障害をもつかもたないか、財産の多寡、職業、並びに雇用や稼働能力の有無などにより差別せず、すべての人に平等に保障されなければならない。

(社会保障給付の請求権、個人として尊重される原則)

第七条 すべての人は、健康で文化的な生活を営むために必要な社会保障の給付を国及び地方自治体に対して請求する権利を有する。

2 すべての人は、社会保障の給付を受けるに際して、個人として尊重され、その各人に応じた多様な必要を充足する内容と水準、人間の尊厳にふさわしい手続を保障されることを求める権利を有する。

(普遍主義的給付の原則)

第八条 社会保障を必要とするすべての人は、その人権を平等にかつ人間の尊厳にふさわしく享受できるよう、社会保障の対象とされなければならない。

2 社会保障給付は、公的扶助を除き、その給付を受ける必要があると判断された場合には、原則として、所得の如何にかかわらず、その給付が保障されなければならない。

3 公的扶助のように、最低生活費以下の人々に対して行う給付の場合にも、必要な調査は人間の尊厳を充足し人権保障にふさわしい形で、必要最小限で行われなければならない。

(必要充足の原則)

第九条 社会保障は、すべての人に対し、その必要に応じた現金、現物給付によって、人間の尊厳にふさわしい生活水準を保障しなければならない。それぞれの給付は、それが想定する必要をそれぞれの人に対し十分に満たす水準でなければならない。

2 基礎的サービス給付の必要性の判断、さらにはどういった給付がどれだけ必要かの判断は、利用者の意思を尊重しつつ、医師、ケアワーカー、保育士、ケースワーカーなど社会保障に従事する専門家の専門的判断によってなされねばならない。その給付は、財政上の理由から制限されてはならない。

(基礎的サービス給付の現物給付原則)

第二〇条 保育、医療、高齢者介護、障害をもつ人への福祉、職業訓練、など人間の尊厳にふさわしい生活を営むのに不可欠な、基礎的サービスは、国及び地方自治体の公的責任において、現物で給付されねばならない。

2 介護保険法は、基礎的サービスに利用料補助すなわち現金給付制度を導入することで、高齢者の人権保障に欠

けるところがあり、第一項の原則に従って見直されねばならない。廃止が決まっている障害者自立支援法の現金給付制度は、新法においては現物給付原則に基づいた制度に変えられなければならない。

(ナショナルミニマム保障の原則)

- 1 第一条 ナショナルミニマムとは、所得、基礎的サービス、生活基盤、居住環境など人間の生活の領域毎に国が定めた、憲法が保障する人間の尊厳にふさわしい生活を営むための最低水準をさす。
- 2 国は、ナショナルミニマムの基準の設定、ナショナルミニマムを保障するための諸制度・措置の、直接あるいは地方自治体と共同しての管理・運営、そしてナショナルミニマムを保障するための財源保障の責任を負う。また、国は、社会の進展に応じ、ナショナルミニマムの水準並びに範囲につき不断にその見直しを行い、その保障のための施策が遺漏ないかを点検し改善する責務を有する。
- 3 地方自治体は、当該地域において国と共同してナショナルミニマムを保障・実現する責務を有するとともに、住民の同意を得つつナショナルミニマムを超える施策を行う権限を有する。
- 4 ナショナルミニマムは、この法律が規定する社会保障の諸領域に止まらず、教育、環境、雇用、防災等の領域においても、保障されねばならない。

(社会保障の実現に関する国及び地方自治体の責務)

- 1 第二条 国及び地方自治体は、すべての人が健康で文化的な生活を営めるよう、共同して重層的に、第四章で定める社会保障施策をはじめ必要な措置を講じなければならない。
- 2 国は、ナショナルミニマムの保障のために必要な社会保障の最低水準を設定し、必要な場合には社会保障制度を直接あるいは地方自治体と共同して管理・運営する責任を有し、かつその管理・運営に伴い必要とされる財政について、それを支出する最終的責任を有する。
- 3 市町村は、住民にもっとも身近で住民自治をなす基礎的自治体であるという性格に照らし、国及び都道府県と共同して社会保障の管理・運営に携わることを通じて、ナショナルミニマム確保の責務を有する。
- 4 都道府県は、国及び市町村と共同し、とりわけ、市町村では実施が困難な広域的施設の設定、制度の創設と、市町村間の地域格差是正、公私格差是正に携わることを通じて、ナショナルミニマム確保の責務を有する。
- 5 国及び地方自治体は、貧困対策をはじめとする社会保障施策が十分機能しているか、その現状を絶えず明らかにするため、貧困の実態その他につき、定期的に調査並びに国際比較を行い、その結果を公表しなければならない。
- 6 国及び地方自治体は、本条各項の施策の実施とりわけ社会保障の水準の決定・見直しに際しては、あらゆる方法で当事者参加を確保しなければならない。

(社会保障施策の財政上の考慮への優越)

第三条 国および地方自治体は財政上の考慮を理由として、その制度を改変したり、あるいは財政上の理由からすべての人の権利を制限してはならない。

(社会保障制度実施に関する企業の社会的責務)

- 1 第四条 企業は、自らが雇用する労働力の再生産に責任を有しているだけでなく、労働力が常に一定の水準で豊富に存在していることを前提に、その事業活動をなしていることを踏まえ、そうした水準の高い労働力を維持し養成する社会保障の存続・拡充に、特別の責務を有する。
- 2 企業は税並びに社会保険料の負担という形でその責務を果たさねばならない。
- 3 国は社会保障制度の実施・運営に関し、本条の原則をふまえ、企業に対し適切な負担を求めなければならない。

(社会保険料・保険税の応能負担原則)

第二五条 社会保険の実施に際し、対象者に保険料（あるいは保険税）を徴収する場合には、所得に応じた応能負担原則に基づかねばならない。

2 前項の原則に基づき、国民健康保険等における応益割りは廃止しなければならない。

(費用負担の減免を求める権利)

- 第一六条 すべての人は、国及び地方自治体が前条に基づき、介護保険、国民健康保険、国民年金保険の保険料（保険税）を徴収する場合において、その負担が自らの生活を圧迫するおそれがあるときは、国及び地方自治体に対しその負担を減額ないし免除することを請求することができる。
- 2 第一項の権利に対応し、国及び地方自治体は、当該社会保険料（社会保険税）の請求に際し、最低生活費を基準にして、それら負担の減免制度を設けなければならない。また法律に減免制度の規定のある場合には、地方自治体は、ただちにその制度を具体化しなければならない。
- 3 前項の趣旨に基づき、東日本大震災の被災者に対して行われている社会保険料の納付期限延長、免除に関する特例措置について、国及び自治体は一般的制度として発展させなければならない。

(基礎的社会サービスの利用料無料)

- 第一七条 保育、医療、高齢者介護、障害をもつ人への福祉、職業訓練 など人間の尊厳にふさわしい生活を営むのに不可欠な、基礎的社会サービスにおいては、国及び地方自治体は、利用者から利用料その他の費用を徴収してはならない。
- この規定に反する、医療の、いわゆる「窓口負担」、介護保険における利用料、障害者福祉における利用料、保育における費用徴収は速やかに廃止しなければならない。
- 2 東日本大震災の被災者に対する一部負担金、利用料の猶予、免除措置は、前項の趣旨に沿って、すべての人々に対する恒久的措置に発展させねばならない。

(社会保険の社会保険制度的運用義務)

- 第一八条 国及び地方自治体は、社会保険の保険料負担を徴収して社会保険給付を行う場合においては、すべての人に公的責任で給付を保障するという社会保険の原則を貫徹し、いやしくも、保険の原理にならって保険料の負担と給付を連関づけ、負担と給付を引き替えにするような運用をしてはならない。
- 2 前項の原則に基づき、この義務に違反する国民健康保険等の資格証明書、短期保険証の発給などの運用はただちに廃止しなければならない。
- 3 第一項の原則に基づき、高齢者医療確保法並びにそれに基づく後期高齢者医療制度は、ただちに廃止しなければならない。

(社会保障給付提供主体の非営利原則)

- 第一九条 医療、介護、保育、障害をもつ人の福祉サービス等のサービス提供事業は、非営利で行わなければならない。
- 2 医療、介護、保育、障害をもつ人の福祉サービス等ですでに営利企業の参入を認めている領域では、国及び地方自治体は、社会保障従事者の権利保護など営利企業に伴う弊害是正のための緊急の措置を執り、速やかに非営利事業への移行を進めなければならない。

(社会保障従事者の権利)

- 第二〇条 すべての人が健康で文化的な生活を営めるよう、社会保障の制度を享受するには、社会保障制度の運営・実施に携わる人々（以下、社会保障従事者と呼ぶ）が、人権保障のいない手として、人間の尊厳にふさわしい処遇と権利を保障されていなければならない。
- 2 国及び地方自治体は、医療、介護、障害者福祉、保育等をふくむ社会保障従事者の安定的確保、その労働権保障、人権保障のいない手としての専門性を確保・増進するための技能の養成に必要な施策を講じなければならない。

第三章 手続的権利と制度

(国・地方自治体の告示義務と説明義務)

第二条 国及び地方自治体は、相互に連携して、すべての人に保障されている社会保障制度、給付を、その内容、利用の対象、申請にあたっての留意点など、その利用者の立場に立つて、周知徹底するため必要十分な広報を実施しなければならない。

2 国及び地方自治体は、その申請、相談を受けたときは、必要とする社会保障給付の内容及び申請手続きを親切に教示しなければならない。

(すべての人が説明を求める権利)

第二条 すべての人は、国及び地方自治体に対し、自ら利用可能な社会保障制度に関する説明を求める権利を有する。

2 すべての人は、国及び地方自治体から受けた教示及び説明が不十分であったり不正確であったときは、それによって生じた損害の賠償を国及び地方自治体に請求することができる。

(社会保障制度委員会)

第三条 国は、社会保障制度の改善、運営、実施に関する第三者機関として、内閣総理大臣の下に、社会保障制度委員会を設ける。

2 内閣総理大臣並びに関係各大臣は、社会保障制度の企画、立法の改廃、給付内容の変更、運営の大綱の決定・変更を行う場合には、あらかじめ、社会保障制度委員会に諮らなければならない。

3 社会保障制度委員会は、ほかに社会保障制度に関し、必要と認めるときは、調査、審議、勧告を行うことができる。

4 社会保障制度委員会の構成は別に法律で定めるが、社会保障制度の給付を受ける当事者を代表するものが過半数を占めなければならない。

(社会保障委員会)

第四条 国及び地方自治体は、社会保障制度の運用、負担、給付に関するすべての人の苦情、不満を審査する独立行政委員会として、社会保障委員会を設ける。

2 すべての人は、国及び地方自治体が社会保障給付の請求を拒否しまたは給付内容を不利に変更したときは、六ヶ月内に社会保障委員会に対し審査請求を申し立てることができる。

3 社会保障給付の実施主体が民間事業者であっても、それが公的資金によって運用され、あるいは公的資金から報酬等を受けている場合は同様とする。

4 社会保障委員会への審査請求は、当該行政庁への不服申し立ての前でも行うことができる。すべての人は、当該処分に対し、社会保障委員会への審査請求を経ずして訴訟に訴えることもできる。

(法律扶助およびあつせん)

第五条 国及び地方自治体は、すべての人が、前条による審査請求を行うに際しまた訴訟の提起に際し、弁護士又はそれに代わる相当な資格を有したものに相談しあるいは争訟を依頼することを望んだときは、適切な者をあつせんし、必要な場合にはその費用を援助しなければならない。

第四章 社会保障の領域と特有の原則

(所得保障)

第六条 国及び地方自治体は、生活困窮、死亡、老齢、障害、失業、労働災害、低賃金、低収入などに直面したすべての人に、年金、手当及び公的扶助などの給付により所得保障を行い、その生活が健康で文化的な最低限度を維持されるよう、必要な施策を講じなければならない。

2 前項の所得保障は、すべての人の健康で文化的な最低限度の生活を営みうる水準のものでなければならない。その給付は、受給者の人間としての尊厳にふさわしい手続で行われなければならない。

3 第一項の所得保障がすべての人の生活を遺漏なく維持するため、保障は隙間なく行われなければならない。所得保障関係法令の併給禁止規定は、かかる所得保障が十分になされているかという見地から見直さなければならない。

(失業時の生活保障)

- 第二七条** すべての人は、失業その他によりその雇用を失ったとき、自らが求める雇用を得るまで、人間の尊厳にふさわしい生活を維持できるよう、その生活を保障される。
- 2** 前項の目的を達するため、失業時の雇用保険は、給付期間、給付額を抜本的に改善されなければならない。また、離職理由により給付に格差を求める制度、給付制限を設ける制度は廃止されねばならない。
- 3** 第一項の目的を達するため、国は、雇用保険の給付期間を超えた失業者、未就業失業者、前職が自営業者である失業者等雇用保険の保障から漏れた人々を対象に、失業扶助制度またはそれに代わる制度を設け実施しなければならない。
- 4** 第一項の目的を達成するために、国及び地方自治体は、公共職業訓練制度を抜本的に拡充するとともに、雇用保険から漏れる失業者等を対象とした所得保障付き公共職業訓練制度の拡充、職業訓練期間中の所得保障を行わねばならない。
- 5** 東日本大震災に伴う失業者に対する特例措置として実施されている雇用保険の給付期間の延長に関しては、本条第二項の趣旨に沿って、一般的制度に改正しなければならない。

(生活保護制度の改善)

- 第二八条** 第二四条の目的を達成するために、生活困窮その他に直面したすべての人が健康で文化的な生活を維持し人間の尊厳にふさわしい処遇を受けることを保障するという見地から、生活保護制度の抜本的改善が必要である。
- 2** 前項の目的達成のため、生活保護法の運用過程にあつては、すべての人が人間の尊厳にふさわしい権利を享受できるように、稼働能力の活用を理由に勤労している困窮者に対する適用を抑制したり、扶養義務範囲を拡大し私的扶養優先を過度に要請したりするなど、いやしくも要保護者の給付申請権を侵害するような措置は厳に禁止されなければならない。
- 3** 第一項の目的達成のため、生活保護制度にあつては、要保護者の生活水準を可及的速やかに人間の尊厳にふさわしいものに引き上げることをめざしたものでなければならず、預貯金など資産の取り扱い、収入認定などにおいて、生活の再建を妨げる運用をしてはならない。
- 4** 東日本大震災の被災者に対して支払われる東電補償金などの給付を収入認定する措置については、被災者の生活を可及的速やかに回復するという前項の趣旨に沿って、ただし是正しなければならない。
- 5** 第一項の目的を達成するため、生活保護制度の運用に際して、受給者に対し指導・指示を行う場合には、その違反を理由として所得保障措置を廃止してはならない。

(健康権と医療・保健)

- 第二九条** すべての人は、肉体的にも精神的にも人間の尊厳にふさわしい水準の健康を享受する権利、すなわち健康権を有する。
- 2** 前項の健康権を保障するため、国及び地方自治体は、すべての人が疾病、負傷、分娩、老齢、障害、労働災害などの場合に、医療の給付及び福祉サービスの提供を受けられるよう、公的医療機関、福祉施設の増設、必要な医師、看護師等従事者の増員、その養成体制強化を含む医療・福祉提供体制を不断にかつ系統的に拡充整備する責務を有する。
- 3** またすべての人が健康を維持するべく、国と地方自治体はその施策において、疾病への罹患・拡大を予防する生活・労働環境づくり、健診、保健知識の普及、予防接種、リハビリテーション等、必要な保健事業を実施しなければならない。
- 4** 第一項の健康権を保障するため、国及び地方自治体は、すべての人が遺漏なく公的な医療保険に加入し、医療給付を受けられるよう必要な措置を講じなければならない。いやしくも、保険料その他の負担が可能でないことを理由に医療給付が抑制されるようなことがあってはならない。
- 5** 第二項の健康権を保障するように、国及び地方自治体は、公的医療保険の制限はこれをしてはならない。
- 5** 第一項の健康権を保障するために、国及び地方自治体は、すべて公的医療保険で賄わねばならず、いわゆる混合診療は、これを認めない。

- 6 新規医療技術等、保険導入を検討中の医療を給付するにあたっては、全額公費負担の医療制度により実施しなければならぬ。

(良好に居住する権利と住宅保障)

- 第三〇条 すべての人は、人間の尊厳にふさわしい住居に居住する権利を有する。
- 2 国及び地方自治体は、すべての人の居住する権利を確保するため、計画に基づいて既存住宅の改善への支援、公的住宅の建設、供給、管理と社会住宅への支援の責務を有し、同時に、良質な居住水準と適切な住居費負担を保障するための措置を講ずる責務を有する。
- 3 国及び地方自治体は、住宅を失うおそれのある人、住宅を失った人に緊急一時居住施設を提供し、また住宅に困窮する人に対し、公的住宅を提供するか、家賃補助を行わなければならない。
- 4 すべての人は不当な居住差別を受けてはならず、また一方的に強制退居させられてはならない。国及び地方自治体は民間賃貸住宅における居住差別や不当な強制退去を規制する責務をもつ。
- 5 東日本大震災の被災者に対する仮設住宅、いわゆる復興住宅の建設、提供については、本条第三項の趣旨に基づき、被災者の人権を保障するため国及び地方自治体がより迅速にその責務を果たせるよう、とくにその全額補助も含め国の財政補助を拡充するよう、災害救助法、公営住宅法等既存法令の見直しを行わねばならない。
被災者が自立した生活を営むためすみやかに住宅建設、補修等を行えるよう、その適用対象の拡大、生活再建支援金の増額、支援金に対する国の補助の拡充等、被災者生活再建支援法をはじめとする既存の法令の全面的見直し、強化を行わねばならない。

(障害をもつ人の人権と福祉保障)

- 第三二条 障害をもつ人が、人間の尊厳にふさわしく生きる権利はこれを保障する。
- 2 前項の目的を達成するため、国及び地方自治体は、障害をもつ人に対する福祉サービスを公費で提供しなければならない。
- 3 障害者自立支援法は廃止し、現物給付原則に基づく障害者総合福祉法を制定しなければならない。

(高齢者の人間の尊厳にふさわしく生きる権利と介護保障)

- 第三二条 高齢者はすべて、従来と同等それ以上の水準において、人間の尊厳にふさわしい生活を営む権利、とくに十分な介護、医療、居住保障を受ける権利を有する。
- 2 前項の目的を達するため、国及び地方自治体は、高齢者に対し、公的責任でその介護を保障し、高齢者が人間の尊厳を確保して生活できるように努めなければならない。
- 3 第一項の目的を達成するために、国は、介護保険制度を、必要な介護給付が遺漏なく、すべての人に平等にかつ十分に現物で給付されるよう、ただちに見直ししなければならない。
- 4 すべての人が安心して、老後を暮らす権利を充足するために、経済的困窮等により保険料負担ができない場合には、その減免を行わなければならない。

(保育の権利、子どもの発達保障と生活保障)

- 第三三条 すべての子どもたちは、その発達のために保育を受ける権利を有する。
- 2 子どもたちが受ける保育は無料で提供される。
- 3 すべての子どもたちは、各自が人間の尊厳に値する人生、職業を選択することができるよう、教育、職業訓練等において、保障される。

◆社会保障憲章二〇一一 目次

はじめに―いまなぜ社会保障憲章か

一 社会保障への期待と需要の増大

- 1 雇用と労働条件の大幅な悪化による勤労収入の減少
- 2 低「生産性」産業と地方への所得分配政策の大幅な後退と中山間地の政策的放棄
- 3 高齢化、世帯人数の減少、女性の労働力化の進展による社会保障需要の増大
- 4 人間の尊厳と自己決定を尊重した社会保障がグローバル・スタンダードに
- 5 個別のかつ総合的なケアの必要性の増加

二 日本の社会保障の岐路

- 1 社会保障需要急増への「後向き対処」と「小さな政府」圧力
- 2 社会保障構造改革の実際
 - (1) 雇用保険制度改正
 - (2) 社会保険における保険主義の強化
 - (3) 介護保険制度の創設と障害者自立支援法――福祉における現物給付原則の縮小
 - (4) 医療の地域制度化と混合診療の危険
 - (5) 福祉労働者の処遇の切り下げ

3 社会保障の岐路

4 福祉国家路線の選択

三 実現すべき社会保障原則（雇用・教育などにおける原則を含めて）

1 人権としての社会保障の諸原則

- (1) 権利性の原則
 - ① 社会保障の権利性
 - ② 社会保障を受ける権利の無差別・平等性
 - ③ 社会保障の権利行使の確実性・簡易性と請求権および争訟権の保障情報の保障
 - ④ 情報保障
 - ⑤ 被保障者の包括性と普遍主義的給付の原則
 - ⑥ 保障事故・危険の包括性
 - ⑦ 保障水準・内容の必要・十分の原則（必要充足の原則）
 - ⑧ 人間の尊厳と自己決定の尊重
- (3) 公的責任と制度運営に関する原則
 - ⑨ 国と地方自治体の責任
 - ⑩ 社会保障施策の財政上の考慮への優越
 - ⑪ 社会保障費用の原則
 - ⑫ 非営利原則
 - ⑬ 民主的管理・運営の原則
 - ⑭ 参加の原則

- (4) 企業の責任
- ⑮ 企業の社会保障費用負担義務

2 各領域における諸原則

- (1) 適職・妥当な処遇で働く権利の保障（労働権の保障）
- ① 雇用基準・労働基準の再建と労使対等原則の尊重
- ② 十分な失業時保障の実現
- ③ 積極的労働者労働市場政策と企業横断的労働市場の整備
- ④ 総労働力プールの維持・改善の必要と雇用保険における事業主負担の拡大

- (2) 基礎的サービスによる現物給付を公的責任で保障
- ① 公的責任による現物給付の根拠
- ② 現物給付方式による基礎的サービスによる制度原則
- ③ 当面する基礎的サービス保障の課題
- ④ 学校教育の無償化
- (3) 居住保障
- (4) 重層的で空隙のない所得保障による普遍的な貧困予防・救済
- ① 普遍的な貧困救済制度の不在あるいは機能麻痺
- ② 所得保障と基礎的サービス、居住保障、税制
- ③ 貧困の普遍的な予防・救済のための重層的な所得保障
- ④ 日本の年金保険の現状とあるべき制度原則
- ⑤ 社会保障のあるべき姿を実現するための年金保険の制度原則
- (5) 健康権保障
- ① 健康権規定の国際的動向
- ② 日本国憲法と健康権
- ③ 健康権保障の理念と原則

3 制度のあり方と運営にかかわる諸原則

- (1) ナショナルミニマムとシビルオプティマム
- ① ナショナルミニマム保障の対象領域・方式・水準
- ② ナショナルミニマム、ローカルオプティマムと日本国憲法
- ③ ナショナルミニマムなき「分権国家論」の誤り
- ④ 「地域主権戦略」の名による自治体のローカル・ガバナンス化
- ⑤ 福祉国家型地方自治の創造
- ⑥ 住み続けられるまちづくりと基礎自治体の役割
- (2) 大きな公的財源・社会保障財源の確保と財政原則
- ① 量出制入による必要充足・応能負担原則
- ② 社会保障財源確保の政策原則
- ③ 社会保障理念に反する「消費税の社会保障目的税化」
- ④ 国家財政の三機能の活性化
- (3) 社会保障における普遍主義
- ① 基礎的サービスにおける普遍主義
- ② 現金給付における普遍主義と選別主義
- (4) 社会保障の原則と社会保障
- ① 社会保障としての社会保障
- ② 保険主義偏重による社会保障の制度理念の変質——医療、介護
- ③ 社会保障のあるべき姿を実現するための社会保障原則——医療、介護